

令和8年度 学校給食業務事業計画(案)

- (1) 令和8年度 学校給食予定回数
- (2) 令和8年度 学校給食センター別担当校
- (3) 令和8年度 学校給食事業予算
- (4) 令和8年度 学校給食食育事業
- (5) 令和8年度 学校給食費事業

***資料の取扱いにご注意をお願いします。**

(3) 令和8年度学校給食事業予算につきましては、令和8年2月に開会の令和8年第1回川越市議会定例会において、審議・議決されたのちに確定するものです。議決前の資料となるため、取扱いにご注意願います。

川越市教育委員会
学校教育部学校給食課

(1) 令和8年度 学校給食予定回数 (案)

1 学校給食実施予定回数：(小) 188回 (中) 189回

2 月平均給食回数 : 17回

実施月	給食実施日	回数 (回)	備 考
4月	10日(金)～30日(木)	14	小学校1年生は17日(金)から開始
5月	1日(金)～29日(金)	18	
6月	1日(月)～30日(火)	22	
7月	1日(水)～17日(金)	13	
9月	2日(木)～30日(水)	18	
10月	1日(木)～30日(金)	21	
11月	2日(月)～30日(月)	19	
12月	1日(火)～22日(火)	16	
1月	13日(水)～29日(金)	13	
2月	1日(月)～26日(金)	18	
3月	小：1日(月)～23日(火) 中：1日(月)～24日(水)	16 17	小学校6年生 19日(金)終了 中学校3年生 11日(木)終了 特別支援学校3年生 8日(月)終了
合 計		小：188 中：189	

- 学校給食費(月額) 小学校：5,200円 中学校：6,300円
- 小学校1年生の給食は4月17日(金)から9回給食とする。 4月分 2,736円
- 中学校3年生の給食は3月11日(木)まで9回給食とする。 3月分 3,294円
- 特別支援学校3年生の給食は3月8日(月)まで6回給食とする。 3月分 2,196円

(2) 令和8年度 学校給食センター別担当校 (案)

学校給食センター名	担当校数 (食数)	学校名	
		小学校	中学校 (特別支援学校含)
菅間学校給食センター (平成17年開設)	小学校20校 (10,466食)	川越第一小・川越小 中央小・仙波小・武蔵野小 大塚小・泉小・月越小 今成小・芳野小・古谷小 南古谷小・牛子小・寺尾小 大東東小・大東西小 霞ヶ関東小・上戸小 広谷小・山田小 (10,466食)	
菅間第二学校給食センター (平成29年開設)	小学校12校 中学校11校 特別支援学校 1校 (11,283食)	新宿小・高階小 高階南小・高階北小 高階西小・福原小 霞ヶ関小・霞ヶ関南小 霞ヶ関北小・霞ヶ関西小 川越西小・名細小 (6,590食)	初雁中・城南中・芳野中 東中・南古谷中・高階中 高階西中・寺尾中・砂中 福原中・山田中 特別支援学校 (4,693食)
今成学校給食センター (平成5年開設)	中学校11校 (4,554食)		川越第一中・富士見中 野田中・大東中 大東西中・霞ヶ関中 霞ヶ関東中・霞ヶ関西中 川越西中・名細中・鯨井中 (4,554食)
合計 55校	小学校32校 中学校22校 特別支援学校 1校 (26,303食)	32校 (17,056食)	22校 1校 (9,247食)

※センター職員分を除き、令和7年12月10日現在の見込み数である。

(3) 令和8年度 学校給食事業予算(案) 【 歳 入 】

(単位:千円)

款	項	目	節	細節	金額		比較	充当先	説明
					8年度	7年度			
使用料 及び 手数料	使用料	教育 使用料	学校保健 使用料	行政財産 使用料	1,069	1,069	0	特定	電柱使用料、自動販売機設置料、 ガバナー室使用料 [菅間第二学校給食センター分] 自動販売機設置料、事業者用駐車場 使用料 等
県支出金	県負担金	教育費 県負担 金	学校保健 費負担金	給食費負担軽 減交付金	未確定	0		特定	国の学校給食費の抜本的な負担 軽減
諸収入	雑入	雑入	学校 給食費	学校給食費 実費徴収金 (現年度分)	未確定	1,396,382		特定	
//	//	//	//	学校給食費 実費徴収金 (滞納繰越分)	5,512	6,648	△ 1,136	一般	学校給食費の滞納繰越分
//	//	//	教育費雑入	その他雑入	1,394	1,632	△ 238	一般	廃食油、段ボールほか売却代金 会計年度任用職員雇用保険料本 人負担分
市債	市債	教育債	学校保健債	学校給食 センター施設 整備事業債	135,000	61,800	73,200	特定	菅間学校給食センター厨房設備 (焼物機)改修工事及び冷暖房設 備改修工事に伴う起債
合計					142,975	1,467,531			

令和8年度 学校給食事業予算(案) 【歳出】

款：教育費 項：学校保健費 目：学校給食センター管理費

事業：学校給食センター運営管理

(単位：千円)

	節	金額		比較	説明	
		8年度	割合			7年度
学校給食センター運営管理	報酬	100	0.00%	100	0	非常勤職員報酬
	報償費	96	0.00%	96	0	報償金
	旅費	200	0.01%	200	0	普通旅費
	需用費	1,818,248	74.63%	1,574,174	244,074	消耗品費、賄材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、被服費
	(内、賄材料費)	1,635,125	67.11%	1,396,382	238,743	賄材料費
	役務費	16,313	0.67%	15,812	501	通信運搬費、手数料
	委託料	168,194	6.90%	198,115	△ 29,921	業務委託料、施設・備品管理委託料
	使用料及び賃借料	3,772	0.15%	3,940	△ 168	使用料及び賃借料
	工事請負費	157,000	6.44%	40,766	116,234	工事請負費
	原材料費	0	0.00%	77	△ 77	整備等材料費
	備品購入費	1,355	0.06%	1,794	△ 439	庁用器具費
	負担金、補助及び交付金	7,587	0.31%	257	7,330	負担金、補助金
小計	2,172,865	89.18%	1,835,331	337,534		
会計年度任用職員人件費	報酬	175,757	7.21%	163,122	12,635	会計年度任用職員に関する報酬
	職員手当等	61,148	2.51%	56,112	5,036	会計年度任用職員に関する期末手当等
	共済費	20,402	0.84%	19,034	1,368	会計年度任用職員に関する共済組合等負担金
	旅費	6,282	0.26%	6,282	0	会計年度任用職員に関する費用弁償
	小計	263,589	10.82%	244,550	19,039	
運営管理合計	2,436,454	100%	2,079,881	356,573		

事業：菅間第二学校給食センター運営管理

(単位：千円)

	節	金額		比較	説明	
		8年度	割合			7年度
菅間第二学校給食センター運営管理	運営分	517,843	96.06%	502,044	15,799	業務委託料(PFIサービス対価C 維持管理・運営分)
	建物分	21,242	3.94%	21,230	12	建物購入費(PFIサービス対価B 施設整備費の割賦払分)
	整備運営合計	539,085	100%	523,274	15,811	

(4) 令和8年度 学校給食食育事業 (案)

児童生徒が学校給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、下記の食育を実施予定

- ① 学校の年間計画に位置づけた小学校2年生対象の食に関する指導の実施
小学校全32校の2年生を対象に、食品の3つの働きやバランスのとれた食事の大切さ等の指導を行う。
- ② 小学校5・6年生家庭科における授業の実施
依頼があった学校に対し、家庭科（調理実習含む）の指導を行う。
- ③ 学校における各種食に関する指導の実施
依頼があった学校に対し、給食試食会の講演、学級活動や総合的な学習等における食に関する指導、給食指導などを行う。
- ④ 小学校新1年生就学時健康診断及び入学説明会時における食に関する指導の実施
依頼があった学校に対し、新1年生就学時健康診断及び入学説明会時における保護者向けの食に関する指導を行う。
- ⑤ 広報紙の発行
小・中・特別支援学校の児童生徒の全家庭を対象に、家庭に対する食育の啓発や情報提供を目的とした給食だよりを、4・6・7・11・1月に発行する。
（4月の給食だよりは小学校1年生のみ）
- ⑥ 夏休み料理教室の開催
市内在住の小・中学生とその保護者を対象に、学校給食について理解を深めることと調理の基礎を学習することを目的とした給食に関係した調理実習および食に関する指導を、夏休み期間中に実施する。
- ⑦ 食の発見隊の開催
市内在住の小・中学生とその保護者を対象に、学校給食を通じて、食文化、産業に触れ、食糧の生産、流通、消費について理解を深めることを目的とした調理実習等を実施する。

⑧ 学校給食の啓発普及

- ・学校給食週間事業（1月24～30日）

広く市民を対象に、学校給食について理解することを目的とした、学校給食に関するパネル展示や資料配布を、全国学校給食週間に合わせて行う。

⑨ 学校給食に関するアンケート

第四次川越市教育振興基本計画において、施策の指標・目標値として「給食がおいしいと感じている児童生徒の割合」を掲げており、児童生徒を対象にアンケートを行う。

(5) 令和8年度 学校給食費事業(案)

1 学校給食費実費徴収金（現年度分）歳入

⇒未確定

2 学校給食費実費徴収金（滞納繰越分）歳入

平成16年度～令和7年度滞納繰越分 5,512,168円

歳入合計 9,967,755円 × 55.30%（収納率）≒ 5,512,000円

3 給食費負担軽減交付金 歳入

⇒未確定

4 学校給食代替支援金事業 歳出

(1) 弁当持参

⇒未確定

(2) 教育事務委託・区域外就学

⇒未確定

5 学校給食費未納対策

学校給食費の時効は5年となっており、時効を意識した早期の未納対策を講じる必要があります。

(1) 現年対策（教職員のみ）

① 口座振替登録の促進

納入通知書払いの者に年1回口座振替登録の案内をします。

② 督促状・催告文書

督促状・・・毎月、学校経由で送付します。

催告文書・・・年2回郵送します。

③ 電話催告

文書催告を行っても納付のない者を対象に随時実施するほか、年2回の強化期間を設けて行います。

④ 臨宅

文書催告や電話催告を行っても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回の臨宅を実施します。

(2) 滞納繰越対策

① 催告文書

年2回郵送します。

② 電話催告

文書催告を行っても納付のない者を対象に随時実施するほか、年2回の強化期間を設けて行います。

③ 臨宅・学校面談後の納付相談

文書催告や電話催告を行っても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回の臨宅や、学校面談後の納付相談を実施します。

- ④ 児童手当からの充当
滞納者と接触した際、特に学校面談後の納付相談において同意を得るよう心がけます。
- ⑤ 収納対策課への債権移管
臨宅等を行っても、接触が図れない者や約束不履行の者については収納対策課へ債権移管します。